

オープンカウンター方式による見積合わせの実施について

令和8年5月29日

支出負担行為担当官
近畿中部防衛局長 丸山 幹夫

- 1 調達番号
近防第R8-9号
- 2 見積合わせ実施日
令和8年6月12日
- 3 件名
近畿中部防衛局タイルカーペット張替え業務(令和8年度)
- 4 調達内容
品名等：別添仕様書のとおり
- 5 納入期限
令和9年1月29日まで
- 6 参加資格
 - (1) 見積書の提出者は、以下アからエのいずれかの条件を満たす者でなければならない。

なお、条件を満たす者であっても、本契約の「支出負担行為担当官近畿中部防衛局長」との間で締結した契約において、過去1年間に正当な理由なく、契約を履行しなかった者は見積提出者として認めない。

ア 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「C又はD」等級の格付けを受け、「近畿」地域の競争参加資格を有する者であること。

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ ア又はイに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者。

エ 見積の提出日までの1年間において、本契約の「支出負担行為担当官近畿中部防衛局長」との間で契約を締結した実績がある事業者（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、A又はB等級に格付けされている者を除く。）
 - (2) その他については「近畿中部防衛局オープンカウンター方式実施要領」を参照すること。

7 見積書提出期限

「第6-(1)各号に掲げる参加資格が確認できる資料」の写しを添付し、令和8年6月12日(金)午後3時まで、持参、郵送若しくは託送又は電子メールにより提出(必着)すること。

8 見積書提出先

〒540-0008

大阪府大阪府中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館

近畿中部防衛局総務部会計課

電話番号：06-6945-4971 FAX 06-6945-7681

メール：kai_uketsuke-kc@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp

9 注意事項

- (1) 「近畿中部防衛局オープンカウンター方式実施要領」を熟読のこと。
- (2) 見積書の宛先を「支出負担行為担当官 近畿中部防衛局長」とし、代表者名を記載すること。代表者印の押印を省略する場合は見積書に「担当者名及び電話番号」の記載をすること。また、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を熟読の上、見積書の提出をもって誓約したものとし、見積書には「暴力団排除に関する誓約事項の条項を承認のうえ見積します。」と記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

仕 様 書

1 件名

近畿中部防衛局タイルカーペット張替え業務(令和8年度)

2 履行場所

| 官署名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|---------|----------|------------------------------------|--------------|
| 近畿中部防衛局 | 540-0008 | 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館6階 | 06-6945-4971 |

3 業務内容

- (1) 既設タイルカーペットの撤去、新規タイルカーペットの設置
別紙第1の執務室における既設のタイルカーペットを撤去し、別紙第2に定める新品のタイルカーペットを設置すること。
- (2) 什器の移動及び原状回復
(1)を実施するにあたり、別紙第3および第4のとおり什器を一時的に退避させ、作業を行うこと。
執務室の外へ什器を退避させる場合は、発注者が指定する部屋まで移動することとし、張替え終了後、元の場所にて再設置するものとする。
- (3) 既設タイルカーペットの廃棄
撤去したタイルカーペットは都度持ち帰った上、受注者の責任において廃棄するものとし、最終処分が終了した時点で、業務完了報告書としてマニフェストE票を提出すること。(マニフェストE票の提出をもって、業務が完了するものとする。)

4 履行期限

既設タイルカーペットの張替え：令和8年10月30日(金)
マニフェストE票の提出：令和9年1月29日(金)

作業は原則、土日祝祭日(8時30分～17時15分)に行うものとし、日程は発注者側職員と調整の上、決定する。

5 一般事項

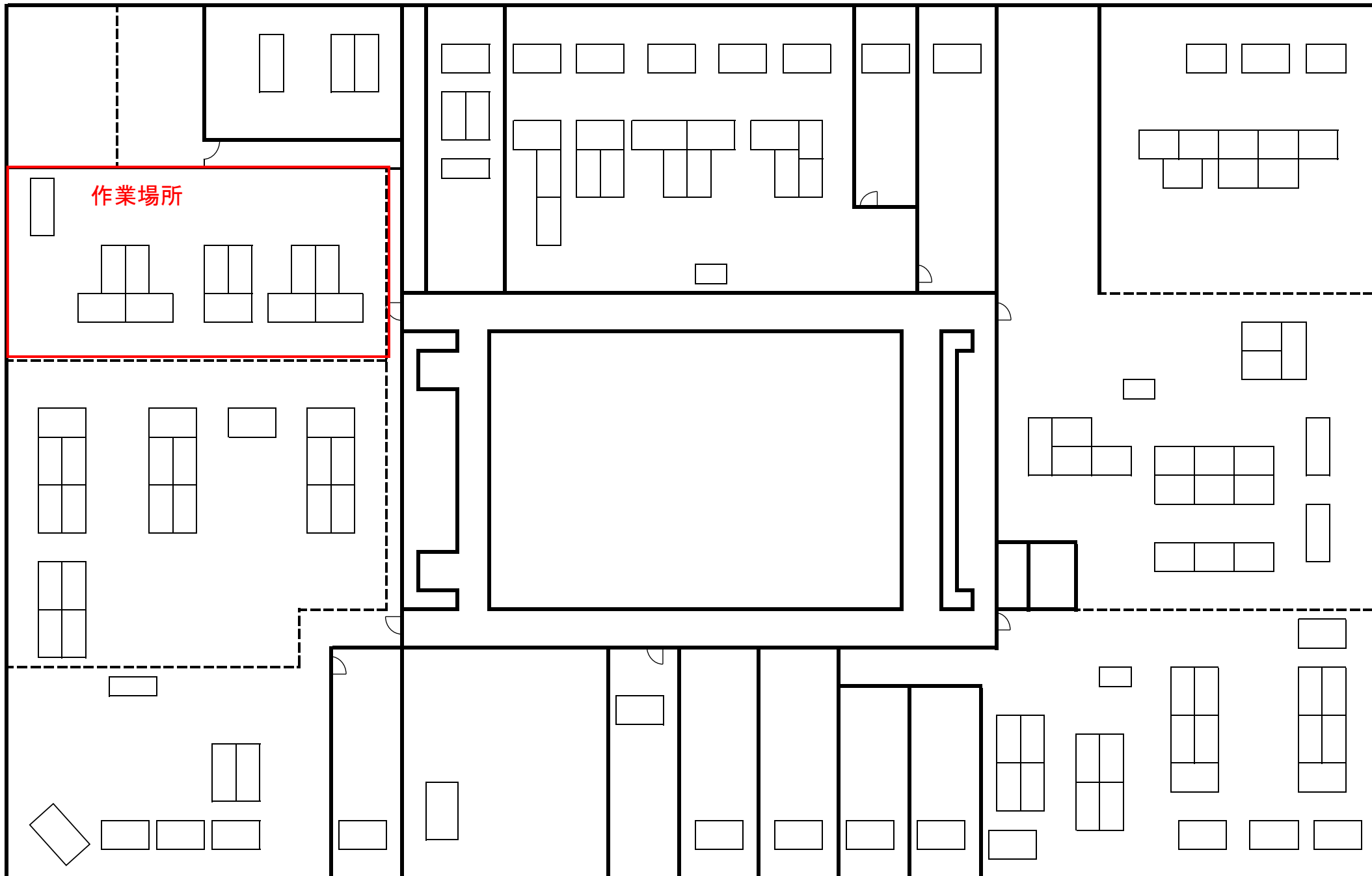
この仕様書は、近畿中部防衛局で使用する非消耗品の調達について規定する。調達品目の仕様は製造者の仕様及び社内規格並びに商習慣による。
なお、この仕様書に記載した規格は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

6 その他

- (1) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)における適用品目に該当する品目については、その判断の基準を満たすものとし、同方針改正時には改正後の方針を適用するものとする。
- (2) 作業全般を通じ、荷物用エレベーター1基を使用可能とする。
- (3) 業務完了後、受注者は発注者に対し業務完了報告書(別紙第5)を提出する。
- (4) 受注者は物品の搬入の際に生じた梱包材等の不要なものは、特に発注者より指示がない限り、すべて持ち帰るものとする。
- (5) 受注者は建物等に損傷又は汚損を与えないよう、必要に応じ養生を施すものとする。
- (6) 受注者は、業務を通じて知り得た発注者に関する情報を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 仕様書に記載のない事項及び疑義のある場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。

近畿中部防衛局職員配置図

6F



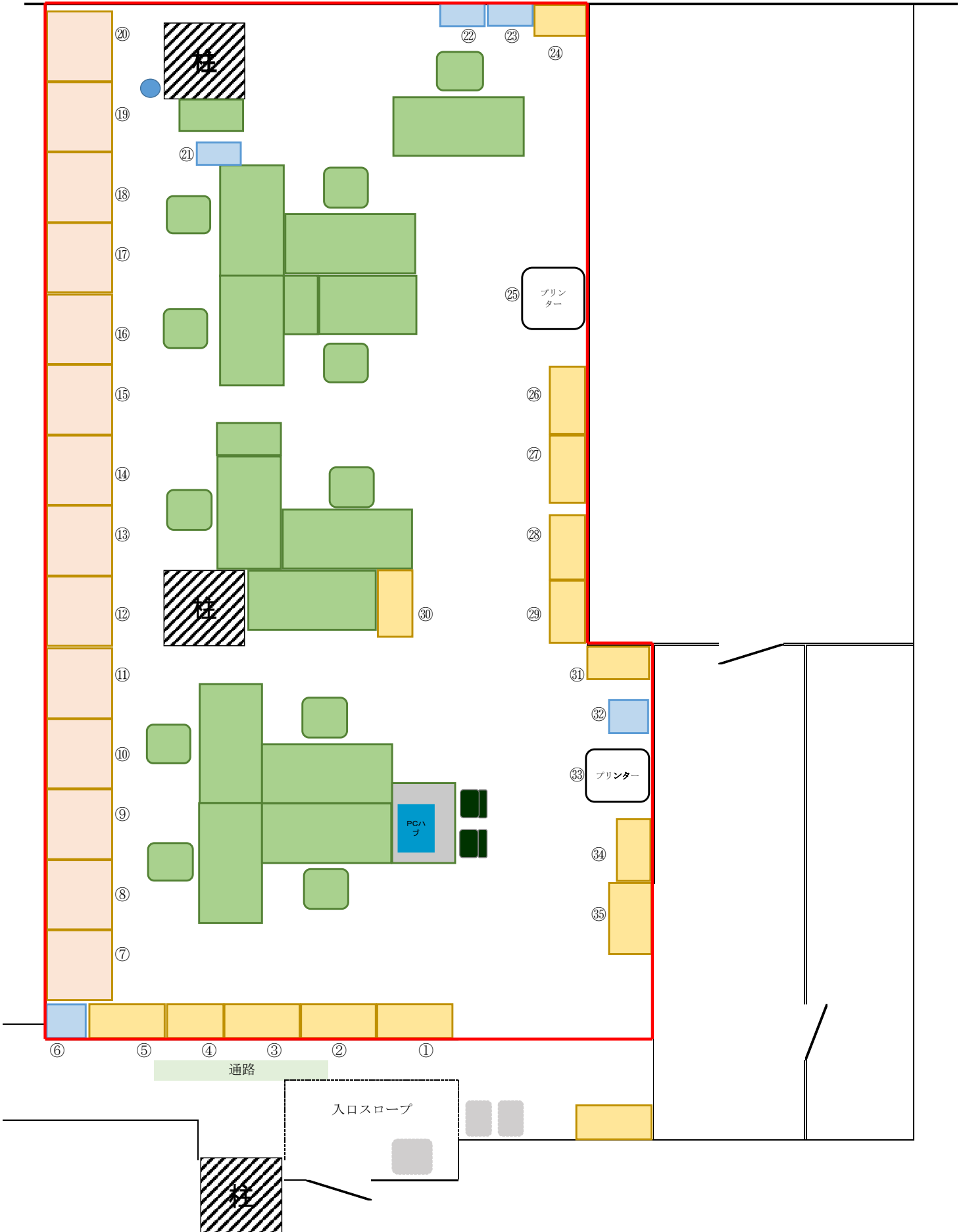
2.タイルカーペット一覧(6階)

| 設置場所 | 番号 | 品名 | 単位 | 面積 | 規格 | 例示品 |
|------|----|----------|----------------|-----|--|-----------------------|
| 6階 | 1 | タイルカーペット | m ² | 100 | ・パイル BCFナイロン100% ・バックイング 塩ビ樹脂+ガラス繊維布 ・色、デザインについては例示品を基準に 発注者と受注者で調整 | 東リ GA36404 又は同等品以上 |

執務室 職員配置図

赤線範囲内が張替対象

8.4.1 現在



執務室レイアウト 書棚等一覧

| 番号 | 名称 | 移動 |
|----|-------|----|
| 1 | 書棚 | × |
| 2 | ロッカー | × |
| 3 | ロッカー | × |
| 4 | ロッカー | × |
| 5 | ロッカー | × |
| 6 | 清掃用具庫 | × |
| 7 | 移動式書棚 | × |
| 8 | 移動式書棚 | × |
| 9 | 移動式書棚 | × |
| 10 | 移動式書棚 | × |
| 11 | 移動式書棚 | × |
| 12 | 移動式書棚 | × |
| 13 | 移動式書棚 | × |
| 14 | 移動式書棚 | × |
| 15 | 移動式書棚 | × |
| 16 | 移動式書棚 | × |
| 17 | 移動式書棚 | × |
| 18 | 移動式書棚 | × |
| 19 | 移動式書棚 | × |
| 20 | 移動式書棚 | × |
| 21 | ラック | ○ |
| 22 | ラック | ○ |
| 23 | ラック | ○ |
| 24 | 書庫 | ○ |
| 25 | プリンター | ○ |
| 26 | 書庫 | ○ |
| 27 | 書庫 | ○ |
| 28 | 書庫 | ○ |
| 29 | 書庫 | ○ |
| 30 | 書庫 | ○ |
| 31 | 食器棚 | ○ |
| 32 | 冷蔵庫 | ○ |
| 33 | プリンター | ○ |
| 34 | 書庫 | ○ |
| 35 | 書庫 | ○ |

※「移動」が「○」となっているものは移動させてカーペットを張り替える
※事務用机(緑色)についても移動させること

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中部防衛局長 殿

住 所

社 名

代表者名

業 務 完 了 報 告 書

下記作業内容を履行し、令和8年〇月〇日をもって業務が完了したので、
報告します。

業 務 名：近畿中部防衛局タイルカーペット張替え業務

契約金額： 円

記

| 作 業 内 容 |
|---|
| (1) 既設タイルカーペットの撤去、新規タイルカーペットの設置 (2) 什器の移動及び原状回復 (3) 既設タイルカーペットの廃棄 |